第五条の十二の三を第五条の十二の四とし、第五条の十二の二の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の三　施行令第五条の六の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　法第十条の五の六第一項に規定する財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げるソフトウエア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

3　法第十条の五の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第十条の五の六第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合　同条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第一項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第三項に規定する事業適応繰延資産が記載された産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、財務省、農林水産省、令第一号）第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の十五第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この号、次号及び次項において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次号及び次項において「認定書等」という。）の写し並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（次項第一号において「認定事業適応計画」という。）に従つて実施される同法第二十一条の十三第二項第二号に規定する情報技術事業適応（次項第一号において「情報技術事業適応」という。）に係る同令第十一条の十九第三項の確認書（次項第一号において「確認書」という。）の写し

二　法第十条の五の六第五項の規定の適用を受ける場合　同条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備等が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

三　法第十条の五の六第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合　同条第十一項に規定する明細書

4　法第十条の五の六第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第十条の五の六第七項又は第八項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第七項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第八項に規定する事業適応繰延資産が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し並びに当該認定申請書等に係る認定事業適応計画に従つて実施される情報技術事業適応に係る確認書の写し

二　法第十条の五の六第九項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備等が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

第五条の十三第一項中「（昭和四十年大蔵省令第十五号）」を削る。

第十八条の十五第四項第一号中「第十二条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ニ」に改め、同条第八項第一号イ(1)中「第九条各号」を「第八条各号」に改める。

第十九条の十一第四項第一号中「第十二条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ニ」に改め、同条第五項及び第六項第三号中「第十一条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条第八項第一号イ(1)中「第九条各号及び第十一条第一項各号」を「第八条各号及び第十条第一項各号」に改める。

第二十条の九第一項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十二の四第四項」を「第二十七条の十二の四第五項」に、「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を「に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書」に、「の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）」に改める。

第二十条の十第一項中「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）」に係る経営力向上計画（「に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る」をいう。以下この項において同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し並びに当該認定申請書に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画」に、「が当該経営力向上計画」を「が当該認定経営力向上計画」に改め、同条第二項中「第二十七条の十二の四の二第三項」を「第二十七条の十二の五第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条の十二の四の二第三項第二号」を「第二十七条の十二の五第三項第二号」に、「第五条の六の三の二第五項第一号」を「第五条の六の四第五項第一号」に改め、同条第四項中「第二十七条の十二の四の二第十三項第一号イ」を「第二十七条の十二の五第十三項第一号イ」に改め、同条第五項中「第二十七条の十二の四の二第十三項第一号ロ」を「第二十七条の十二の五第十三項第一号ロ」に改め、同条第六項中「第二十七条の十二の四の二第十三項第三号」を「第二十七条の十二の五第十三項第三号」に改め、同条第七項中「第二十七条の十二の四の二第十四項」を「第二十七条の十二の五第十四項」に改め、同項第一号中「第二十七条の十二の四の二第十三項各号」を「第二十七条の十二の五第十三項各号」に改める。

第二十条の十の二第一項中「第二十七条の十二の五第二号」を「第二十七条の十二の六第二号」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二の五の二第四項」を「第四十二条の十二の六第四項」に改める。

第二十条の十の三を第二十条の十の四とし、第二十条の十の二の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十の三　施行令第二十七条の十二の七第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　法第四十二条の十二の七第一項に規定する財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウエア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

3　法第四十二条の十二の七第八項及び第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第一項若しくは第四項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第二項若しくは第五項に規定する事業適応繰延資産が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の十五第一項に規定する変更認定申請書を含む。）の写し並びに当該認定申請書に係る同令第十一条の四第一項に規定する認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写し